



この助成金制度には、赤い羽根共同募  
金配分金が活用されています。



令和6年度 東灘区社会福祉協議会 ひがしなだ地域福祉活動応援助成

**私たちのまちの助け合い活動を応援します！**

助成活動例)子ども食堂、子どもの遊び場づくり、子育て応援、障がい者や家族の集いの場、ふれあいサロン  
手づくり喫茶、ご近所のゴミ出し手伝い、高齢者の体操クラブ など

令和6年度 東灘区社会福祉協議会ひがしなだ 地域福祉活動応援助成  
～募集要項～

申し込み期間:令和6年 7月1日(月)～令和6年 10月 31日(木)

【問い合わせ先】

社会福祉法人 神戸市東灘区社会福祉協議会 東灘区役所 3階 33番窓口  
電話 078-841-4131 内線:413 FAX 078-841-7999  
ホームページ <https://www.higashinada-syakyo.or.jp/>

## 1. 助成の対象となる事業について

東灘区内で福祉活動を目的とする団体が行う、子どもや障がい者、高齢者やその家族を支える福祉的な助け合い活動で、定期的かつ継続的に行う次のような活動です。

例えば

- ・子ども食堂、学習支援活動、子どもの遊び場づくり、保護者への子育て応援活動など
- ・障がい者の居場所、家族のつどいの場、外出の付き添いや交流の場づくりなど
- ・高齢者の居場所、ゴミ出しの手伝い、健康づくりやレクリエーションの場づくりなど
- ・同じ地域に暮らす多世代を対象とした手づくり喫茶、歌や体操つどいの場など

◆ただし、次に掲げる要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 主な実施場所が東灘区内であること
- (2) 地域の住民を広く受け入れること(会員の内部活動は除く)
- (3) 営利を目的とした事業でないこと
- (4) 政治的活動又は宗教的活動でないこと
- (5) 申請年を含め3年以内に本助成を受けた事業でないこと

※当該事業に、国、兵庫県、神戸市、神戸市社会福祉協議会、本会などから補助金や委託金、助成等を受けている場合は、対象となりません。

また、他の助成団体等からの助成や補助を受けることができる場合は、そちらを優先してください。

## 2. 助成の対象団体について

東灘区内において福祉活動を目的とする団体であって、次の各号をすべて満たす団体です。

ただし、審査においては、法人格を持たない任意団体を優先とさせていただきます。

- (1) 東灘区在住・在勤の団体構成員が3名以上在籍していること
- (2) 営利を目的としない団体であること

※なお、下記に該当する団体は対象となりません。

### 対象外の団体

- (1) 団体の規約や活動の実績・内容及び財務状況を整備、公表できない団体
- (2) 暴力団または暴力団と密接な関係のある団体

## 3. 助成の対象となる事業の実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

※ただし、新しくこの期間内に立ち上げる団体は活動開始日～令和7年3月31日

## 4. 助成の対象となる経費

申請事業に使用する会場費、消耗器具費、通信費、講師謝金、旅費交通費、広報印刷費、保険料、備品購入費(カメラやビデオ、またパソコン、タブレットなどは用途に応じて要相談)等のうち、審査会で必要と認められた経費

※ただし、以下の経費は対象外とします。

団体職員の人件費、事業所の維持管理費や借上費、事業に直接必要とされない経費、団体の構成員の親睦のための会合や会議の開催経費および飲食にかかる経費

## 5. 助成の金額について

- ①前年度以前から実施している事業 上限額5万円
- ②今年度新たに立ち上げる事業 上限額10万円

## 6. 申請方法について

申請前に担当者が事業内容等についてのヒアリングをさせていただきますので、まずは電話等でお問い合わせください。その後、所定の申請書に必要事項を記入し、添付書類を添付のうえ、期日までに東灘区社会福祉協議会の窓口に直接ご提出いただきます。

※本要項および申請書は、東灘区社会福祉協議会の窓口のほか、ホームページからも入手できます。  
ホームページアドレス <http://www.higashinada-syakyo.or.jp/> 「助成金案内」のページにアクセス

※申請期間 **令和6年 7月 1日(月)～10月31日(金)**

## 7. 審査の方法と助成先の決定について

助成先および助成額は、申請書類による要件審査と、東灘区社会福祉協議会が設置する審査会の審査を経て、決定いたします。審査の結果は、全ての申請団体に速やかに報告いたします。

## 8. 助成金の返還について

次の場合は、助成金の一部または全部を返還していただきます。

- (1) 事業が未実施または事業計画どおりに実施できなかったとき
- (2) 助成金を申請以外の事業に使用したとき
- (3) 費消されていない助成金があるとき
- (4) その他、本会が不相当と認めたとき

## 9. その他

審査を経て、採択された場合は、事業完了後「実施報告書」等の提出が必要となります。

## 10. お問い合わせ

社会福祉法人 神戸市東灘区社会福祉協議会

〒658-8570 神戸市東灘区住吉東町 5-2-1 東灘区役所3階(33番窓口)

TEL(078)841-4131 内線413 FAX(078)841-7999

e-mail [mail@higashinada-syakyo.or.jp](mailto:mail@higashinada-syakyo.or.jp)